

平成29年第1回千葉市議会定例会議案

議案第57号乃至第59号

平成29年2月



平成29年第1回千葉県議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
57	千葉県国民健康保険条例の一部改正について	1
58	千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4
59	千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	8

議案第 57 号

千葉県国民健康保険条例の一部改正について

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉県条例第 号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例（昭和 61 年千葉県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 26 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 26 条第 1 項第 1 号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適

用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項及び第26条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第1項及び第26条第1項第1号の規定（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額及び同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額に係る部分を除く。）並びに第26条第1項第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成28年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。



議 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第58号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月27日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第178条に次の1項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第179条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第179条に次の1項を加える。

- 6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、

自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第183条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第183条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）
並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、
賃金及び第179条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第184条中「第87条から」の次に「第89条まで、第91条から」を加え、「第184条において準用する第90条」を「第183条の2」に改め、「、第90条中「第93条」とあるのは「第184条において準用する第93条」と」を削る。

(千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年千葉市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）職員の職種、員数及び職務の内容
- （3）営業日及び営業時間
- （4）利用定員
- （5）就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- （6）就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- （7）通常の事業の実施地域
- （8）サービスの利用に当たっての留意事項
- （9）緊急時等における対応方法
- （10）非常災害対策
- （11）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- （12）虐待の防止のための措置に関する事項
- （13）その他運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 8 4 条中「、第 3 6 条」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、就労継続支援 A 型事業者を利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供すること等を義務付けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 59 号

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「及び第 49 条」を「、第 49 条及び第 72 条」に改める。

第 72 条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第 2 項及び第 5 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第 76 条の次に次の 1 条を加える。

(情報の提供等)

第76条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第77条において準用する第26条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第77条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に改める。

第78条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第80条中「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に、「及び第76条（第1項を除く。）」を「、第76条（第1項を除く。）及び第76条の2」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の第72条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第78条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の第78条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業における人員等に関する基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。